

令和7年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

長野県技能振興コーナー

1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等

(1) ものづくりマイスターの開拓

事業推進員を1名増員して3名とし、月に各5回、計15回ほど企業・業界団体への訪問を予定して開拓に努め、仕様書別紙2で示された新規認定数10名の達成を目指します。

ものづくりマイスターの少ない職種(例:電子機器組立て、電気機器組立て等)についての開拓や、地域事情を考慮してもなお偏りが見られる職種についてもその是正を目指すべく情報収集に努めることとします。

また、過去3年間に一度も活動実績がない状況となったものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行います。

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターに対し、認定結果を通知する際に、実技指導等に当たる前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を連絡します。併せて実技指導の結果報告作成事務等についても指導技法等講習等において説明する旨を周知します。

(3) 申請書類等のとりまとめ

ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、申請書類を取りまとめて中央技能振興センター(中央職業能力開発協会内)へ提出します。

(4) ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施します。

ア 研修の開催頻度や時期

年2回程度を目安として、指導技法を学んだ講師による講義形式により、新たに認定されたものづくりマイスター及び未受講者を対象とした研修を実施します。

実技指導の結果報告作成事務等についても併せて説明を行います。

イ 研修内容

研修は、中央技能振興センターにおいて作成された教材等を活用して実施し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるよう努めます。

なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えます。

併せて個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえ、活動する際の条件等について説明します。

ウ 交通費の負担

指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給します。ただし、受講手当は支払わないこととします。

エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加

センターが主催する「事例発表・意見交換会」へも2名程度が参加できるよう、東京都

に参集しての実施となった場合も含め、積極的に参加勧奨を行います。
参加するものづくりマイスターに対して、謝金及び旅費を支払います。

2 ものづくりマイスターの活用に係る業務

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

中小企業等が若年技能者の人材育成に積極的に取り組むことができるよう、「技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談・援助」、「若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや実技指導等の相談・援助」を行うとともに、「ものづくりマイスター等の派遣やそのためのコーディネート」等を行います。

その際には、中小企業等の指導ニーズを的確に把握し、ものづくりマイスター等の適切なマッチングを行います。

このため、事業推進員を3名配置して企業等に出向き、相談支援、制度の説明、ものづくりマイスター等の派遣コーディネート等を行います。

(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施

ア 派遣目標

①中小企業への派遣	活動数	2,800人日	派遣日数	700日
②業界団体への派遣	活動数	600人日	派遣日数	120日
③工業高校等への派遣	活動数	2,100人日	派遣日数	300日

計 活動数 5,500人日 派遣日数 1,120日

イ 目標設定の根拠

令和6年度から令和7年度への制度変更は、受講状況に大きな影響を及ぼすことはないように思われ、令和6年度の受講状況を踏まえつつ、①～③の派遣目標を算出しました。

ウ 目標達成に向けた取組

上記の目標を達成するため、事業推進員を1名増員してコロナ禍前の3人体制に戻し、新規開拓にも一層力を入れることとします。

連携会議の一員でもある「長野県中小企業団体中央会」「長野県商工会議者連合会」「長野県商工会連合会」を通じて関係企業への情報提供を行うほか、「長野県工業技術総合センター」が発行しているメールマガジンへの情報の掲載、並びに長野労働局や新たに追加された職種の県内事務局との連携を図ります。

これにより、まだ制度を活用していない中小企業・業界団体等に対し、制度の周知やものづくりマイスター活用事例の紹介を行うほか、反応のあった企業について個別に訪問・提案を行うなど、より多くの企業等が本制度を知り活用できるよう取り組みます。

また、「大学」や「工業高校以外の専門学校等」へ派遣についても、追加されたマイスター職種と大学・専門学校等の学部・学科等を比較検討する等により新規開拓に努めます。

また、令和6年度から実施可能となった「技能五全国大会等に係る指導」についても有効な活用に努め、令和5年度から指導上の留意点となった「指導内容がどのように職業に結びつくのか」「当該職業で必要とされる技能のどの部分を修得・体験しているのか」についても適切に対応できるよう努めるものとします。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信

ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施

地域若者サポートステーションから要請があった場合には、事前にマイスターへ必要な説明等を行うとともに、サポステ職員の立ち会いの上で派遣指導を行います。

【派遣目標】 活動数 20人日 派遣日数 10日(要請の状況に応じて実施)

イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

本県においては県の事業として「信州ものづくりマイスター」を登録し、小中学校における「職業体験」などが実施されていることから、調整を図りながら適切な実施に努めます。

また、新たに追加された「フラワー装飾職種」による小中学校等での発信に努めます。

【派遣目標】 活動数 300人日 派遣日数 10日

ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等(以下「公共施設等」という。)における「ものづくりの魅力」発信

ITの魅力発信も含め、少なくとも令和6年度並みの実績を確保できるよう努めます。

【派遣目標】 活動数 180人日 派遣日数 6日

(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施

ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種について、中小企業・業界団体又は工業高校等から実技指導の要請を受けた場合は、熟練技能者等の派遣により若年技能者又は学生等の実技指導を行います。

登録されるまでの間の「フラワー装飾職種」による実技指導が見込まれます。

【活動見込】 活動数 80人日 派遣日数 5日

3 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することにより、若年者の技能レベル向上等を図ります。

ア 技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会の長野県内における予選会を実施します。

実施に当たっては、長野県職業能力開発協会との共同で実施することとし、企画内容についても同協会と協議します。

(ア) 過去の実施状況や関係者の状況を踏まえ、「日本料理」職種、「電気溶接」職種について予選会を予定します。

予選会の参加予定者数、実施予定時期は次のとおりとします。

実施予定職種	「日本料理」職種	「電気溶接」職種
参加予定者数	3名	10名
実施予定時期	5月中旬	12月上旬

(イ) 予選会参加者からは参加手数料を徴収します。

参加手数料の額は、技能検定を予選会とする職種との公平性の観点に立ち、本県における2級技能検定実技試験受検手数料の額(若年者減免措置後の額:9,200円(税込))を参酌して定めます。なお、全国会議において別途方針が示された場合には、その方針に従って額を定めます。

イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加経費を援助し、中小企業等の大会参加を促進するとともに、若年者の技能レベル向上等に資することとします。コロナ禍の令和2年度を除く過去3年間の平均実績や、技能五輪全国大会が隣県での開催となること等を踏まえ、予定する援助対象者は次のとおりとします。

区 分	選 手	指 導 者
若年者ものづくり競技大会	3名	2名
技能五輪全国大会	27名	22名

(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

令和7年度の卓越した技能者(現代の名工)の表彰の被表彰者の技能を紹介するコンテンツの作成支援として、中央技能振興センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果を中央技能振興センターに提出します。

(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応

両事業のいずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、状況を説明の上、中央技能振興センターに問い合わせるよう伝えます。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

(1) 連携会議の設置

若年技能者人材育成支援等事業を円滑に推進するため、長野労働局、長野県・長野県教育委員会、長野県商工会議所連合会等の経営者団体、経済団体、高齢・障害・求職者雇用支援機構など26団体・機関で構成する連携会議を引き続き設置し、運営します。

(2) 連携会議の開催回数

連携会議は年2回開催し、開催時期・内容は次のとおりとします。

区分	開催時期	内 容
第1回	年度当初 (5月中旬予定)	令和6年度事業実施状況について 令和7年度事業推進計画について
第2回	年 末 (12月中旬予定)	令和7年度事業実施状況について 令和8年度に向けた改善事項について

(3) 都道府県労働局との連携

「大学」や「工業高校以外の専門学校等」及び「中小企業等」における派遣指導について、長野県労働局と連携の上、派遣先の新規開拓に努めます。

これについては上記の連携会議によるほか、5月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の上、実態に沿った取組を実施します。

個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置

個人情報については長野県職業能力開発協会個人情報保護規程(平成29年2月1日施行)により適切な取扱いに努めるとともに、特に漏洩防止を徹底するため、個人情報に係るメール、FAX、郵便物等の送付手順及びアップロード手順を次のとおりとします。

1 「メール誤送付」関係

(1) 「メール宛名間違い」関係

宛先のアドレスをダブルチェックする。

(2) 「BCC ではなく TO、CC で誤送付」関係

①宛先が BCC かをダブルチェックする。

②送信宛先が複数の場合、強制的に BCC に変換するシステムを導入する。

(3) 「誤情報送付」関係

①文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。

②要機密情報を暗号化する。

③文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。(メールの使い回しをしない。)

2 「FAX 先の誤り」関係

①宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。

②FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。

③FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。

3 「郵送誤り」関係

宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。

4 「手渡し誤り」関係

手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。

5 「誤アップロード」関係

アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。

6 その他

(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。

7 委託者への速やかな報告

情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。

目 標

全体を通じた成果目標及び活動目標は次のとおりです。

1 アウトカム目標（成果目標）	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	満足度90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合	満足度90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	満足度90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	満足度90%以上
2 アウトプット目標（活動目標）	
(1) ものづくりマイスターの認定者数	10人
(2) ものづくりマイスターの活動数	6,000人日
①中小企業への派遣 2,800人日 ②業界団体への派遣 600人日 ③工業高校等への派遣 2,100人日 ④サポステへの派遣 20人日 ⑤小中学校等への派遣 300人日 ⑥イベントエリア等への派遣 180人日 <hr/> 合 計 6,000人日	